

平 戸 市 監 査 公 表 第 170 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告(公表)します。

令和 4 年 11 月 30 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

第 1 監査の対象

公益社団法人 平戸市シルバー人材センター

第 2 監査の期間

令和 4 年 9 月 15 日 (木)

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

(2) 監査の対象とした事項

令和 2 年度及び令和 3 年度事業のうち、平戸市からの補助金や委託料及び指定を受けた公の施設の管理事業に関する出納その他の事務の執行状況について

第 4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 契約等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 公の施設に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした令和2年度及び令和3年度の事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

指導事項等は次のとおりである。

<参考> 監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

〔公益社団法人 平戸市シルバー人材センター〕

【指導事項】

1 平戸市高年齢者就業機会確保事業費補助金調書について

平戸市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱第12条において、義務付けとなっている「高年齢者就業機会確保事業費補助金調書（様式第7号）」が作成されていなかったため、同交付要綱を再度確認の上、同調書について整備をされたい。

【意見】

1 平戸市と締結する業務委託契約書について

令和3年度において、平戸市との間に除草作業をはじめとする複数の業務委託契約書を締結しているが、市所管課ごとに契約書の条項内容が異なっていた。

契約書によっては、一般的損害にかかる負担区分、契約の変更、受注者の解除権及び紛争の解決等の条項が規定されておらず、不利な契約となる恐れがあるため、平戸市が作成している契約書の見本を参考としつつ、シルバー人材センターにおいて必須とされる条項内容を精査し、契約締結の際、市所管課と十分な協議・調整をされたい。

2 平戸市と締結する業務委託契約書の添付書類について

令和3年度において、平戸市との間に除草作業等にかかる年間の業務委託契約書を複数締結しているが、施工面積などの業務量について、市所管課からの見積依頼書及び契約書に添付されている仕様書に記載がないものが一部見受けられた。併せて、位置図及び施設図面（個所図）が添付されていないものもあった。

これらの書類は、適切な業務量把握と施工場所確認のため必要と思われるため、不足の際は、市所管課に確認の上、添付を求めるなど、適正な契約事務執行に努められたい。

3 ワンコインまごころサービス事業について

本事業は、在宅の一人暮らしの高齢者等において、既存の公的サービス等で対応できない簡単な困りごとをワンコインでサービスを実施することにより、問題の解決を図り、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的として平成24年度から実施されている。

近年における利用実績回数は、令和元年度1,340回、2年度1,295回、3年度1,252回で、利用実人数は、令和元年度93人、2年度87人、3年度90人となっており、高齢化の進行に比べ利用者が増えていない現状と地域間において利用頻度の格差がみられた。

これは、シルバー会員の減少や需要世帯周辺にシルバー会員がいないことなど受託者側（シルバー人材センター）の要因によるものもあると思われるが、対象者に情報がうまく伝わっていないことも考えられるため、これまで以上に機会をとらえ幅広い周知活動に努められたい。併せて、サービス提供会員から提出される報告書について必要に応じ利用状況を確認するなど、実態把握のうえ、さらなるサービスの充実・向上を図られたい。

4 シルバー人材センターにおける組織の充実強化について

シルバー人材センターの会員数については、令和元年度 270 人、2 年度 250 人、3 年度 245 人と減少傾向である。その年齢別構成は、60～64 歳が 3 か年で 8.2%から 5.3%に、65～69 歳が 23.3%から 15.9%にそれぞれ減少し、70 歳以上は 68.5%から 78.8%に増加している。

これは定年延長制度による雇用形態の変化に加え、少子化による人材不足を補うため、民間企業が退職者を再雇用し人材を確保していることなどが要因と考えられる。

事業実績では、受託事業のうち公共事業が約 50%で、もう一方の柱である派遣事業はほとんどが公共事業であることから、公共部門への依存度が高くなっている。

今後、シルバー会員の減少やインボイス制度の導入などに伴う影響が懸念されることから、シルバー人材センターにおいて策定している中期計画（目標年度：令和 6 年度）の順調な進捗に向け、各種施策と並行して、行政や関係機関と連携した取り組みによる組織の充実強化に努められたい。